

2016年6月21日

No.255

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

4月4日の決算委員会は、2014年度決算のうち内閣、農水省、経産省等について省庁別審査を行いました。

官庁職員と国会議員との接触記録の作成について

通常国会冒頭に問題になったのは、甘利経済担当大臣(当時)秘書によるあっせん利得の疑惑でした。決算委員会において2月にこの問題で質疑を行い、その後、大臣は辞職しましたが、改めて決算委員会で質疑が行われました。**又市征治議員**は国家公務員制度改革基本法で、いわゆる口利きよる政の官に対する圧力等を排除する趣旨で、職員が国会議員と接触した場合に記録の作成、保存その他の管理等のための措置を講ずるとされているにもかかわらず、閣僚懇談会申合せでは、対応が困難なものについて記録を残すとされている。これでは記録を残すか残さないかを職員が恣意的に決めることになるのではないかと、基本法の趣旨に反するのではないかと政府を追及しました。

これについては、政府参考人から事務の煩雑さを避けるために、申合せのようなことになったと説明がなされただけで、基本法との関係については答弁がありませんでした。

又市議員はさらに、ある報道機関が内閣官房に対し接触記録の公開を求めたところ、1件もなかったというのは法の趣旨に反すると批判し、他の省庁に接触記録を作成・保存するように働きかけるべきだと求めました。内閣官房の政府参考人は、記録がないのはそういう事例がないからであり、内閣官房として他の省庁に働きかける気はないと、改革基本法の趣旨を全く歪めた答弁しかしませんでした。



原発再稼働をめぐる

又市議員は、3月9日に大津地裁が高浜原発第3、4号機の運転差止め仮処分の決定を出したことについて、**林経産大臣**の受止めを質しました。また**丸川環境大臣**に、大臣が昨年暮れ、福井、滋賀、京都の3府県合同の避難訓練を国が調整し、実効性ある避難計画とすると述べているが、避難計画の策定はどう進展をしているのかを質しました。

林大臣は、係争中なので内容に関するコメントは差し控えると述べ、政府は原発について国民の信頼回復に向け安全最優先で最善の努力を尽くすと答弁するだけでした。同時に地元理解を得ながら、再稼働を進める政府の方針に変わりがないことも強調しました。**丸川大臣**は、避難計画は自治体を中心となって策定するのが適切だが、国の関係機関も大きな役割を担わなければ実効性ある計画はできないことを認めました。

他方で**又市議員**が、京都府は高浜原発30km圏内で41か所に、大体小学校校区単位でモニタリングポストを設置する計画だったが、2月末時点で66%に当たる27か所で未設置だったにもかかわらず3、4号機が先に稼働してしまったことを指摘すると、可搬型が用意されているので問題ないと居直りました。そこで**又市議員**はさらに、可搬型は交通渋滞になったら機能しないこと、規制庁は固定型を前提にしていると追及すると、再稼働後の3月に設置を終わったとし、再稼働をめぐる政府のいい加減さを自ら暴露しました。

又市議員は、その他、福島の前帰還困難区域を今後どのようにするのかについてチェルノブイリの事例を研究しているのか、石原行政改革担当大臣のもとで行われた原発関連事業に関する行政事業レビューの結果、最終処分場建設問題等についても質疑を行いました。